

警固使 藤原純友

— 承平六年における藤原純友の立場の再検討を通して —

下 向 井 龍 彦

はじめに

かつて石母田正氏が、承平・天慶の乱(純友・将門の乱を、一〇世紀の体制転換の根底にある「古代社会全体の構造的矛盾」の「政治的集中的表現」と規定されて以来、将門の乱の史的意義については、当該期の経済史研究や政治史研究の進展に即応して、およそ研究対象となりうるあらゆる側面から検討されてきている。それに反して純友の乱については、今日にいたるまで本格的にとりくんだ研究は皆無といつてよいほどの状況である。その理由は、乱のもつ史的意義の差にあるというよりむしろ、もっぱら史料の問題であるといつても過言ではあるまい。現地と密着した乱の具体的経過、対立する諸個人・諸勢力の利害状況から心理・感情にいたるまで、生き生きと描写した『将門記』の内容に対して、『扶桑略記』に引かれている『純友追討記』の内容はあまりにも貧弱である。

たしかに反乱軍やそれに対抗する勢力の階級基盤とか、武力構成とその階級の性格などが研究課題になるかぎり、純友の乱を分析対象としてとりあげることが困難であるにちがいない。しかし、視点をかえ

て、乱に対する政府の軍事(政策)的対応を通して一〇世紀前半の国家軍制のありかたを問題にするなら、純友の乱は将門の乱に比して、史料的なハンディはほとんどない。

私は前稿で、純友の乱に対する政府の軍事的対応として、(一)政府の指令のもとに「国」単位で軍事行政と軍事指揮が行われたこと、(二)国単位の軍事力の指揮官として警固使を配置したこと、を指摘した。本稿は前稿をふまえて、承平六年段階の純友の政治的立場についての疑問から出発し、藤原純友という人物の歴史的 성격の一端を西国における国衙軍制の形成過程の問題のなかで位置づけてみたい。

一 承平六年段階の藤原純友の立場

藤原純友はいつかから海賊の首領になったのだろうか。彼が海賊首として活動をはじめた時期や状況については不明な部分が多いが、これまで承平六年(空元)の時点にすでに海賊の首領であったことについてほとんど疑問視されることはなかった。その根拠となっているたしかな史料は左に掲げる『日本紀略』(以下「紀略」とする)の承平六年六月某日条である。

六月某日、^A南海賊首藤原純友結党、屯聚伊予国日振嶋、設千余艘、抄劫官物私財、^B爰以紀淑人任伊予守、令兼行追捕事、賊徒聞其寬仁、二千五百余人悔過就刑、魁帥小野氏彥、紀秋茂、津時成等、合卅余人、束手進交名婦降、^C即給衣食田島、行種子、令勤農業、号之前海賊、

これによれば、承平六年以前に純友が「海賊首」として伊予国日振島を拠点に活動しており、紀淑人は純友を首領とする海賊勢力を鎮圧するために伊予守となり「兼行追捕事」として派遣されたことになっている。

ところが、この『紀略』の記事とほとんど同じ内容の『扶桑略記』（以下、『略記』とする）承平六年夏六月条では次のような記事になっている。

夏六月、^{A'}南海道賊船千余艘、浮於海上、強取官物、殺害人命、仍上下往来人物不通、^{B'}勅以從四位下紀朝臣淑仁、補賊地伊予国大介、令兼行海賊追捕事、賊徒聞其寬仁、^{C'}淫愛之状、二千五百余人悔過就刑、魁帥小野氏寬、紀秋茂、津時成等合卅余人、束手進交名、降請婦伏、時淑仁朝臣皆施寬宥、賜以衣食、班給田疇、下行種子、就耕教農、^{D'}民烟漸靜、郡國興復

ここには純友の名前は登場してこない。『紀略』の記事Aに対応するA'はまことに抽象的記述に終始している。そこで『紀略』と『略記』の記事の史料としての性格・信憑性について検討してみることにしよう。

『紀略』・『略記』ともに、種々の記録をもとに編集された編年体の史書であるが、前者が外記日記を中心に信頼できる記録をもとにして

いるのに対し、後者はしばしば信じがたい記事をのせているところから、一般に前者のほうが史料の価値は高いといわれている。しかし後者の記事は、「某書云」、「已上某書」のように原拠を明示して引用したり、あるいは原拠を明示しない場合でも何らかの原史料にもついで抄引しており、したがって原史料の性格如何によってその記事の史料の価値が決定されることになる。

さて、前掲の二つの記事は、共通の原史料にもとづくものと考えてよからう。記事の中心部分BとB'が多少の字句の異同があるだけでほぼ同じだからである。おそらく、海賊の蜂起から鎮圧までの追捕にかかわる各種文書——「官符」・「国解」とその副進文書——をもとにして公的に作成された記録を共通の原史料としているものと思う。

それでは『紀略』と『略記』の記事のうちいずれが原史料にちいかとうと、私は『略記』のほうであろうと考える。『紀略』には『略記』にみえない文言がある。Aの「南海賊首藤原純友結党、屯聚伊予国日振島」とCの「号之前海賊」である。他の部分が基本的に一致しているところから、このA・Cの部分は共通の原史料にはない。『紀略』の編者か、または『紀略』が依拠した、原史料にもとづく二次的史料の筆者が述作したものであると考える。

まずCについていえば、「号之前海賊」の文言は、承平六年段階では記しえない文言である。あきらかに天慶二年末に蜂起した藤原純友の乱の事実を前提にした文言だからである。したがって、承平六年段階の海賊追捕過程で出された文書群にはなかった、後の述作であると断定できる。

つぎにAについては、この文言が挿入されていることによって、記事全体の論理の一貫性が破綻している。すなわち、Aの冒頭で純友を

「海賊首」とする反面、海賊が制止された時点で帰降した賊徒の「魁帥」は小野氏彦、紀秋茂、津時成らであり、「賊首」純友はそのなかにあらわれてこない。「賊首」純友が掃投したならば「魁帥」の筆頭にあつてしかるべきだし、そうでないなら純友のその後の動向について一言あつてしかるべきであろう。かかる破綻は、原史料（『略記』の冒頭Aのような文言）を改竄して「海賊首藤原純友……」の文言を挿入した結果おこつたのではないだろうか。

この『紀略』のAの部分は、さらに他のよりたしかな史料によつて大きな矛盾をはらむことになる。『本朝世紀』（以下『世紀』とする）天慶二年十二月廿一日条の、

今日、伊予国進解状、前、藤原純友、去承平六年可追捕海賊之由蒙旨、而近來有相驚事、率隨兵等、欲出巨海、部内之騷、人民之驚、紀淑人朝臣雖加制止不承引、早被召上純友、鎮国郡之騷（云々）、

である。『世紀』は、鳥羽法皇の命によつて藤原通憲が『三代実録』のあとをつぐことをめざして編纂したもので、太政官の公的記録である外記日記を原史料としてゐる。右の記事も外記日記によつてゐるとすれば、記事そのものを疑う根拠はない。天慶二年十二月廿一日に太政官が受理した伊予国解から知ることのできる重要な点は、(一)純友が紀淑人の制止をふりきつて公然と活動を開始したのは、天慶二年十二月かまたはその時点からあまり遡らない時期であるということ、(二)純友は承平六年の海賊蜂起のさい、「追捕宣旨」を蒙つて鎮圧する公権力の側にいた（だから、紀淑人は純友の公然活動に驚愕しているのである）、ということである。承平六年の純友を「海賊首」とする『紀略』の記事と大きくくいちがつてゐることが諒解されるだろう。

従来、純友の乱について論及した論著では、この『紀略』と『世

紀』の矛盾に対して、史料の価値の検討を要する前者の内容をもとにして、信頼すべき後者の記事をなんとか矛盾なく調和するよう解釈されてきた。

たとえば、北山茂夫氏の場合、

淑人は……もつぱら懐柔の策にでた。かれのはたらきかけはまず前援純友にむけられたやうで、朝廷は純友に対して海賊追捕の宣旨をくだしている。だが、この海賊諸集団の首領はそれを承引した形跡がない。このときすでに純友勢力は、伊予国の沿岸を制し、さらに諸方に伸びており、官府とのなれあいはどうてい許されなるところにきていたのである。

と叙述されている。また林陸朗氏は、

『本朝世紀』によると、このとき朝廷は賊首といわれる藤原純友に対しても、海賊を追捕せよ、という宣旨を下したということである。海賊の首領に対してだから疑いたくもなるが、政府の方針としてあるいは、こうしたことがありえたかもしれない。多数の配下の者が降伏したことや、これ以後しばらく海賊のはげしい動きがみられないことなどからみて、朝廷は純友に対しても、ある種の懐柔策で働きかけたかもしれないのである。

と述べておられる。両氏ともに懐柔策と解釈されていながら、北山氏は掃服者のなかに純友の名がみえないところから懐柔失敗、林氏は海賊の活動が停滞するところから懐柔成功とまったく正反対の評価を与えておられる。いずれにしても、純友に与えた「追捕宣旨」の意義を積極的に評価していこうとする姿勢はうかがえない。

先に『紀略』と『略記』の記事の比較によつて、『紀略』A部分の述作の可能性を指摘したが、『世紀』の記事から『紀略』A部分を批

判的に検討するならば、『紀略』A部分の述作の可能性はますますたかくなると思う。

以上、『紀略』と『略記』の記事の比較を通して、『略記』にみえない『紀略』A・Cの部分は原史料ではなく、『略記』のほうがより原史料に忠実であると推定してみた。『略記』のA・Dの部分も、原史料のもとになったはずの「国解」や「官符」などの字句の面影をより強く残しているように思われる。この史料批判がみとめられるなら、承平六年段階にすでに純友が「海賊首」だったという常識的理解は白紙にもどして、純友の乱について再検討しなければならぬということになろう。

かくして、『略記』・『世紀』の記事から、承平六年段階の純友は「海賊首」という立場ではなく、伊予守「兼行海賊追捕事」である紀淑人のもとで、「追捕宣言」を蒙って海賊勢力を鎮定する側の中心的存在であったことが確認できたと思う。それではこの時期純友はいかなる地位にあったのだろうか。承平元年から天慶四年ごろまでの政府の海賊鎮圧策の検討によって明らかにしてみよう。

二 承平六年「追捕宣言」の意味

承平六年五月、南海道海賊を鎮圧するため紀淑人が伊予守は任ぜられ、「兼行海賊追捕事」という任務を与えられた。『古今和歌集目録』には「(承平) 六年五月廿六日依為追捕南海道使任伊予守兼左衛門権佐」とあることから、紀淑人による「兼行海賊追捕事」とは、「追捕南海道使」に任ぜられたことをさしていることがわかる。『世紀』の「前掾藤純友去承平六年可追捕海賊之由、蒙宣言」というのは、この紀淑人の海賊鎮圧策の一環として行われたのであり、純友は紀淑人の

もとで海賊追捕の中心的存在だったことがわかる。

ところで、純友が蒙った「追捕宣言」とは何か。このことが具体的になれば、この時点での純友の地位・役割はさらに明確になる。

「追捕宣言」のもつ効果・機能について、前稿⁽¹⁾で明らかにした点をあげると、

(一) 犯人の検断上の身分的特権の剥奪。

(二) 抵抗を除去するため殺害を含む実力行使の公認。

(三) 「凶党」集団の鎮圧に必要なだけの軍勢催促権の委譲。

(四) 出陣した武勇輩の軍事的勤務に対する代償として恩賞の給与の約束。

などである。すなわちひとことではいえない軍事指揮権である。かかる広汎な内容を含む軍事指揮権を純友は太政官から委ねられていたのである。そのような軍事指揮権を「追捕宣言」によって委ねられた純友の地位はいったいいかなるものだったのだろうか。

ここでしばらく目を転じて、将門の乱が公然化する以前の天慶二年六月段階の坂東諸国に対する群盜鎮圧策をみてみよう。この時期の一國規模での反乱鎮圧策を典型的に示していると思うからである。前稿と重なる部分も多いが、純友問題を考える手懸りとして論及しておく。

。俄有除日事、東国介已下也、依乱逆事也、

〔『世紀』天慶二年五月十六日条〕

。諸興、^(小野)最茂等可為押領使、但以五位充例可勘、又推問使官符可令
早仰事、

〔『貞信公記』同年六年七日条〕

。政、請印書中、相模権介橋是茂、^(最茂)武藏権介小野諸興、上野権介藤

条朝臣等、可追捕件国々群盜官符上野符捺印漏也、

〔世紀〕同年六月廿一日条

この三つの記事から、坂東の「乱逆事」を鎮静するため、政府は、小野諸興、橋最茂、藤原惟条ら諸国有力武勇輩を東国介に任じ、ついで押領使を兼帯させ、そして彼らに「追捕官符」を発給するという一連の措置をとっている。有力武勇輩の介・掾への補任、彼らに一國の軍事指揮権を集中するため押領使兼帯、「追捕官符」による追捕指令、これが一〇世紀前半の坂東における「凶党」鎮圧の一般的方策だったのである。

それでは西国はどうか。天慶三年に入って公然化した純友の乱に対して、政府は本格的に鎮圧策に転じ、追捕山陽南海道使小野好古らが派遣される。この追捕使が乱鎮圧の最高指揮官であることはいうまでもないが、軍事活動の単位はあくまで「一國」であった。

。早朝左丞相入坐、被告西国兵船多来、備中軍、逃散之状、

〔真信公記〕天慶三年正月廿二日条

。讃岐国与彼賊軍合戦、大破、中矢死者数百人、介藤原国風軍破、

招警固使坂上敏基、竊逃向阿波国也、

〔純友追討記〕『略記』天慶三年十一月廿一日条

。備後、国舟為賊被焼、

〔紀略〕天慶三年八月廿六日条

。虜掠伊与、讃岐国、焼亡備前、備後国兵船百余艘、

〔師守記〕裏書 同廿八日条

これらの史料にみえる「備中軍」、「讃岐国」…「介藤原国風軍」、「備前・備後国兵船」などの例から、山陽・南海道諸国はそれぞれ、一國単位の兵船を主体とする国衙軍を組織しており、これら国衙ごとに編

成された国衙軍が純友「凶賊」軍との合戦の主力だったことがわかる。

また、たとえば、

。安芸国・周防国飛駟来、申大宰府追捕使左衛門尉相安等兵、為賊被打破由、

〔紀略〕天慶三年十月廿二日条

。九日己亥、讃岐国飛駟来云、兵庫允宮道忠用、藤原恒利等、向伊予国、頗擊賊類、十日庚子、賜勅符於讃岐国、

〔紀略〕天慶四年二月条

などの史料から、鎮圧過程における政府と現地との緊急連絡も国衙を通して行われている。さらに、

。讃岐国捕進凶賊党類紀文度、

〔師守記〕裏書天慶三年九月二日条

。伊予国進上前山城掾藤原三辰類、

〔師守記〕裏書天慶四年正月廿一日条

など、国衙軍が斬首・捕縛した賊徒の首級・身柄の進上も国衙を通して行われているのである。純有の乱鎮圧が、基本的には国単位の軍事行政（中央との緊急連絡・首級進上の外に、馬匹・舟船・武器・兵粮の調達などが想定される）と軍事指揮によって遂行されたことが諒解されよう。

それではかかる一國単位の国衙軍の指揮官は同時期の坂東諸国同様、押領使だったのだろうか。

昨日今日山陽南海両道諸国警固使、押領使并撃手使等可停止之由官符請印、

〔世紀〕天慶四年十月廿三日条

純友の乱がほぼ鎮定されたのち、山陽南海両道諸国に配置された押領使が警固使などとともに停止されているところから、坂東諸国と同様に押領使が一国単位の軍事指揮官であったようにもみえるが、実例をみるとどうもそうではないらしい。諸国警固使こそ、この時期の山陽南海道地域では一国単位の軍事指揮官だったのである。具体例をあげよう。

。廿三日、左大臣入坐、定山崎、川尻、備後等警固使、…廿六日、
…以内警頭義友任伊勢掾、為備後警固使、…

〔貞信公記〕天慶三年二月条)

。左中弁承縁兵雜事、停止碓水関、身崎、岐曾道使等、以村陰改定
阿波警固使、

〔貞信公記〕同年四月六日条)

。讃岐国与彼賊軍合戦、大破、中矢死者数百人、介藤原国風軍破、
招警固使坂上敏基、竊逃向阿波国也、

(前出『純友追討記』)

。伊与国警固使橘遠保、与賊首藤原純友合戦、為遠保射落被斬了、
〔帥守記〕裏書天慶四年六月廿日条)

備後警固使義友、阿波警固使藤原村蔭、讃岐警固使坂上敏基、伊予
警固使橘遠保の四例が検出できる。おそらく、純友の乱が本格化した
天慶三年二月から六月くらいまでの時期に山陽南海両道諸国につぎつ
ぎと配置されたのであろう。『貞信公記』天慶三年六月十八日条に「

左中弁公卿令縁兵事、左丞相許不等伝告、随其議定可給官符仰了、其
一、可令山陽道使追捕純友暴悪士卒事、自余在別」とみえるように、
山陽南海道諸国に対して追捕使とともに純友暴悪士卒を「追捕」す
べき「官符」がだされている。「追捕官符」をうけた国司の指令のも

とに一国の軍事指揮権になるのが警固使だったのである。たとえば
備後国を例にとると、

内警頭義友を伊勢掾に任ず。備後警固使を兼帯させる。〔追捕官
符〕を発給する

という形式になり、前記した天慶二年六月の坂東乱逆鎮圧策と基本的
に一致する。天慶三年八月、純友「凶賊」軍に潰滅的打撃をうけた
「備後国兵船」を指揮していたのは備後警固使義友ではなかったか。

また『采音寺縁起絵巻写』⁽¹³⁾によれば、安芸国沼田庄下司沼田氏の祖
藤原倫実が「勅宣」によって備前国釜島に拠る純友を追討して、恩賞
として左馬允に任ぜられるとともに、安芸国沼田七郷を賜わったこと
が記されている。記事自体は実際の乱の経過と一致せず、また藤原倫
実の実在性も確証はないとはいへ、安芸国でも警固使が配置され、純
友「凶賊」軍と戦ったことはまちがいない。あるいは倫実が安芸警固
使だったのかもしれない。

以上、天慶三年段階の純友「凶賊」軍に対する軍事的対応について
述べてきた。そこでは追捕海賊使が中央から派遣されるとはいへ、追
捕官符を蒙った国司のもとで、警固使を指揮官とする一国単位の国
衙軍が中軸になっていたことが明らかになった。

かかる軍事的対応策は、天慶三年になってはじめて創出されたもの
ではなかった。

。左大弁来、…其次仰追捕海賊使可定行事、

〔貞信公記〕承平二年四月廿八日条)

。南海国々海賊未従追捕、遍満云々、就中、阿波解状、今日、定遣
国々警固使、

〔略記〕承平三年十二月十七日条)

。定追捕海賊等、

〔紀略〕承平四年十月廿二日条)

これらの短い記事から、承平二年から四年の時点で、海賊追捕のため追捕海賊使が派遣されるとともに「国々警固使」が配置されたことを知ることができる。天慶三年段階とは規模こそちがうものの基本的に同じ対応策であったことに注目したい。承平二、四年と天慶三年の間に位置する承平六年の海賊鎮庄もまた同様であったにちがいない。

ここまで述べてくれば、承平六年段階の純友の地位はかなり明確になつてくるだろう。天慶二年六月の坂東では、

権介任命→押領使兼帯→「追捕官符」発給

という一連の軍事的対応をとり、また天慶三年の純友の乱に対しても、

掾任命→警固使兼帯→「追捕官符」発給、

という措置をとっていた。天慶二年十二月の伊予国解で「前掾」とされている純友が承平六年に現任の掾に補任されたものと仮定するならば、掾に任命され、「追捕官符」を蒙った純友は、警固使として伊予国の軍事指揮権を委ねられていたのではないかという結論がみちびかれるのである。

以上、「前掾藤純友去承平六年可追捕海賊之由蒙官符」の記事に注目して推論をかきねた結果、承平六年段階の純友は伊予国警固使の地位にあつて伊予国の軍事指揮権を握つており、伊予守兼追捕南海道使紀淑人の片腕として海賊制圧に活躍したという事実がうかびあがつてきた。天慶二年暮の純友出奔に淑人が大いに驚いた背景は右のような事情にあつたのであろう。

三 警固使の形成過程

それでは、純友もその一員であつた承平、天慶年間に海賊鎮庄のために配置された警固使は、いかなる過程で形成されてきたのだろうか。制度面に限定して考えてみたい。

貞観十一年(八六〇)、新羅海賊が突如博多に来襲し、豊前国年貢絹綿を掠奪して逃走したが、大宰府は何ら打つ手がなかつた。以後、大宰府の新羅海賊に対する施策が次々に打ち出されていく。すなわち、夷俘の配置、統領選士の増強、甲冑の鴻臚館への選置、烽燧の試調、対馬・老岐の防衛強化などである。この一連の防衛策は(権)少武の「撰行警固事」というかたちで行われた。

。詔令大宰権少武従五位下藤原朝臣仲直撰行警固事、去貞観十一年、左近衛権少将兼権少武坂上大宿祢瀧守行此事、

〔三代実録〕天慶二年七月十三日条)

。勅遣従五位上守左近衛権少将兼行大宰少武藤原朝臣房雄於大宰府、警固事准坂上宿祢瀧守例、令左近衛五人右近衛三人隨身並兼伝而発馬、

(同、天慶三年正月十五日条)

。……因茲討賊、少武従五位上清原真人令望更留府兵五十人、權宛援兵、備其不虞、……

〔類聚三代格〕寛平六年八月九日官符)

これによって新羅海賊が来襲した貞観十一年以後、権少武坂上瀧守、同藤原仲直、少武藤原房雄と、(権)少武による「撰行警固事」が「勅」によって命ぜられていることがわかる。大規模な新羅海賊が来襲した寛平六年の「討賊使」少武清原令望も同様「撰行警固事」だったとみてよからう。

この(權)少式による「撰行警固事」は、承平六年の伊予守紀淑人による「兼行追捕事」が追捕南海道使を意味したことを想起するならば、「大宰府警固使」とみることもあながち不当ではあるまい。天慶三年、追捕凶賊使大宰権少式源経基が同じ記事のなかで「警固使」といいかえられていることも参考になる。そこで前記四人を「大宰府警固使」と呼ぶことにする。

貞観十一年以降の新羅海賊対策は「警固勅(官)符」の発給によって行われている。(權)少式による警固使兼帯も「警固勅(官)符」による海賊対策の一環と考えられる。

。大宰府解備、検案内、警固官符先後重疊、因茲簡練士馬、慎備非常、

。仰大宰府弥令慎警固、依佐異也、

〔類聚三代格〕貞観十一年十二月五日官符

右の記事にみられるような、「警固勅(官)符」による外寇に対する防衛態勢の構築と、外寇撃退の軍事指揮を「撰行」するのが、大宰府警固使の任務だったのである。

ところで、「警固勅(官)符」はもちろん大宰府だけに対してではなく、他の沿海諸国に対しても発布されている。

。勅令因幡、伯耆、出雲、隱岐、長門等国、調習人兵、修繕器械、戒慎斥候、固護要害

〔三代実録〕元慶二年六月廿三日条

。令北陸道諸国及長門国大宰府、慎警固、

(同、仁和元年八月朔日条)

。賜勅符於大宰府、応討平新羅海賊也、又下知北陸、山陰、山陽道

諸国、備武具選精兵、令勤警固、

〔紀略〕寛平六年四月十七日条

かかる縁海諸国に対する「警固勅(官)符」の発給による防備態勢の構築は、実は天平年間の対新羅関係の緊張激化にさいして出された「警固」に関する「式」(以下「警固式」と呼ぶことにする)にもとづいて行われていた。宝龜十一年(元〇)、北陸道諸国に対して「勅」を下し、「宜准大宰、依式警固」と命じている。その具体的内容は、

(一) 賊が来襲した場合、長官以下だちに国衙で集議し管内司に「警固」を蔽にさせるとともに奏聞すること。

(二) 賊船が上陸した場合、「当界百姓」は武器・私糧をもって「要処」で迎撃し救援をまつこと。

(三) 結果地点にはあらかじめ標識をたて、兵士・「百姓便弓馬者」は臨機に混乱しないように所属部隊をはっきりさせておくこと。

(四) 戦士は賊来を知ったら武器・兵糧をもって「本軍」にかけつけ隊伍を組み、迎撃すること。

というものである。この北陸道諸国に対して出された「警固勅符」は大宰府に準ぜよと命じているところから、右の「警固式」は本来大宰府に適用された「警固式」だったのである。

勅、安不応危、古今通典、宜仰縁海諸国、勤令警固、其因幡、伯耆、出雲、石見、安芸、周防、長門等国、一依天平四年節度使、從三位多治比真人、守等時式、勤以警固焉、又大宰宜依同年節度使、從三位藤原朝臣、宇合時式、

〔統日本紀〕宝龜十一年七月十五日条

これによれば、宝龜十一年には山陰道諸国・大宰府にも「警固勅符」がだされており、それらは天平四年(七三三)の「式」によっている。

前記した北陸道諸国にあてた「警固勅符」が準拠した大宰府の「式」はこれをさしているのである。

このように「警固勅(官)符」は八世紀から対外的緊張が発生したさい、縁海諸国に発給されていたのであるが、そのさい、貞観十一年以降の大宰府同様、各国では勅によって国司の一員が「撰行警固事」を命ぜられていたのだろうか。すなわち、中央政府によって警固使が任命されていたのだろうか。このことについて注目されるのが、次の史料である。

勅曰、前令大宰少貳藤原房雄、行警固事、令房雄遷任肥後守、无人勾当、更致解体、其器仗烽候、是長官之職、然則警固有例、何必別配勾当、府司随宜処置、

〔三代実録〕天慶四年六月七日条)

大宰府では警固使少貳藤原房雄が遷任して「撰行警固事」がいなくなり、防衛態勢がゆるんだのに対し、政府は「其器仗烽候、是長官之職、然則警固有例、何必別配勾当、府司随宜処置」と譴責している。すなわち、本来、「警固勅(官)符」にもとづく沿海防備は、「長官之職」であり、府(国)司が「随宜処置」することになっており、専任の「勾当」を置くことはなかったのである。このように、律令制の当初から、「警固勅(官)符」による外寇への対応策は用意されていたのであるが、それは捕亡令征及囚人条の「欲入寇賊者、経随近官司申牒、…追捕、…並申太政官」という規定を適用したものであり、前稿で国衙軍制の制度的源流と位置づけた捕亡令「臨時発兵」規定の特異な形態とみなすことができる。

以上、承平〱天慶期の海賊追捕のために配置された警固使の制度的淵源をたどってきた。本来、臨機において国司が「随宜処置」するこ

とになっていた「警固勅(官)符」による沿海防備は、貞観十一年の新羅海賊の侵掠を機に大宰府で(権)少貳による「撰行警固事」というかたちで実質的に警固使が任命されることになり、こうして海上からの外寇を迎撃するために発達した警固使の制度が、承平〱天慶期の山陽南海道海賊鎮庄のために採用されたのである。

むすび

本論では、承平〱天慶期、西国の国衙軍制の指揮官として登場する警固使の形成について、歴史的展開とは逆にいわば倒叙法的に論じてきた。あらためて正叙しなおすならば次の如くになる。捕亡令「臨時発兵」規定の特異な適用形態である「警固勅(官)符」にもとづく沿海防備は、律令制下、「警固式」にしたがって「長官」が「随宜処置」することになっていた。ところが貞観十一年の新羅海賊の侵掠を契機として大宰府で「勅」によって(権)少貳に「警固事」を「撰行」させる方式をとるようになる。「警固」に関する軍事行政と軍事指揮を(権)少貳に「撰行」させるこの制度は、実質的な警固使といつてよからう。以後寛平六年の新羅海賊の来襲までこの制度は採用されている。

かかる、本来、外寇に対する沿岸防備策として形成されてきた「撰行警固事」〱警固使の制度が、一〇世紀に入って活発化してきた瀬戸内海の内海海賊鎮庄のために適用されたのである。海上からの急襲という戦術において、新羅海賊と西国海賊は類似した性格をもっていたと思われ、それへの対応も「警固式」による「要処」の防備というかたちをとったのだろう。本来外寇にそなえて配備された弩師が南海道諸国にも置かれていること、承平四年六月、海賊鎮庄のために派遣された

右衛門志貞直らが弩を試していることなども、外寇と海賊の撃退方式の類似性をあらわしているように思う。

承平二年ごろから活発になる海賊に対して、政府は一国単位に警固使を配置して鎮圧しようとした。承平六年追捕南海道使紀淑人のもとで「追捕宣旨」を蒙った藤原純友は伊予国警固使であったと推察される。そして天慶二年暮に蜂起した純友の乱に対しても、政府は山陽南海道諸国に警固使を配置しており、純友の首級をあげたのは伊予国警固使橋遠保であった。

天慶四年十月、諸国警固使は「官符」によって停止され、以後、警固使は登場しない。かわって天曆年間以後、諸国押領使・追捕使が配置されるようになる。⁽²⁵⁾ 一国単位の軍事指揮官という点で、西国の諸国押領使・追捕使は、警固使の権限と役割を継承したものと考えてよいと思う。前稿付表をみると、備後国追捕使安部衆説、伊予国追捕使越智為保の名がある。

本稿で不十分ながら論じてきた西国における軍制の展開をふまえて、純友の乱の全体像を再構築することが次の課題になるが、そのためには当該期の国衙支配の問題、瀬戸内交通ルートのありかた、官物運送システムなどの検討がどうしても必要となってくる。すべては他日を期すほかない。

註

- (1) 『古代末期政治史序説』第一章。
- (2) 佐伯有清他著『研究史将門の乱』にその膨大な研究史がたくみに整理されている。
- (3) 最近の注目すべき成果に、小林昌二「藤原純友の乱」(『古代の地方史 4 瀬戸内編』)がある。

- (4) 拙稿「王朝国家国衙軍制の成立―延喜の『軍制改革』について―」(『史学研究』一四四)。
- (5) 註(3)小林論文は、『紀略』の記事に重大な疑問があるとして、A部分を捨象して乱の再構成を必要のあることを提唱している。
- (6) 山中武雄「将門記の成立に就いて」(『史学雑誌』四六一—〇)、平田俊春「将門記の成立と扶桑略記」(『芸林』五一五)参照。
- (7) 橋本義彦「本朝世紀解題」(『国史大系書目解題』上巻、のち同氏『平安貴族社会の研究』所収)。
- (8) 『日本の歴史』4 平安京 三九二—三頁。
- (9) 『古代末期の反乱』一四四頁。
- (10) 『群書類従』巻第二百八十五。
- (11) 拙稿「王朝国家国衙軍制の構造と展開」(『史学研究』一五二)。
- (12) 拙稿註(4)論文。
- (13) 『広島県史』古代中世資料篇Ⅳ。
- (14) 『三代実録』貞観十一年六月十五日条。
- (15) 『類聚三代格』貞観十一年十二月五日官符。
- (16) 『類聚三代格』貞観十一年十二月廿八日官符。
- (17) 『類聚三代格』貞観十二年二月廿三日官符。
- (18) 『三代実録』貞観十二年三月十六日条、同六月七日条、同八月廿八日条など。
- (19) 松崎英一「古代権少武考」(『日本歴史』三—三)が詳しく分析している。
- (20) 『類聚三代格』宝龜十一年七月廿六日勅。
- (21) 拙稿 註(4)論文。
- (22) 三善清行「意見十二箇条」(『日本思想体系』8 古代政治社会思想)。
- (23) 『略記』承平四年四月廿二日条。
- (24) 『略記』承平四年四月廿二日条。
- (25) 『略記』承平四年四月廿二日条。